

新たな行財政改革に関する計画（素案）

平成27年11月

長崎県

現段階の素案であり、11月議会における議論やパブリックコメントによる県民の皆様のご意見などを踏まえ、今後、具体的な取組内容や効果額等を精査し、平成27年度内の計画策定を目指す。

新たな行財政改革に関する計画（素案）

第1 現状

- 1 県政を取り巻く環境
- 2 長崎県「新」行財政改革プランにおける取組
- 3 本県の財政状況
- 4 本県の組織運営の状況

第2 行財政改革の必要性

第3 行財政改革の基本的な方向

- 1 目指す姿
- 2 取組の方向性

第4 新たな行財政改革プランの取組期間と進捗管理

- 1 取組期間
- 2 推進体制
- 3 進捗管理

第5 新たな行財政改革に関する計画（素案）体系図

第6 具体的な取り組み項目

I 事業・業務プロセスの見直し

- 1 事業プロセスの見直し～成果還元のための仕組みづくり～
- 2 業務プロセスの見直し～事業プロセスに集中するための徹底した見直し～
- 3 多様な主体との連携

II より効果的・効率的に事業・業務を実施する職員の人材育成

- 1 新たな総合計画をはじめ、地域課題や政策課題に対応できる人材の育成
- 2 人材育成の観点からの人事評価やキャリア目標と連携した適正な人事管理の推進
- 3 多様な人材の確保・登用

III 県政の将来に向けて持続可能かつ安定的な行財政運営

- 1 歳出の「効率化」・「選択と集中」
- 2 組織体制の最適化
- 3 歳入の確保
- 4 財産の効果的活用

第1 現状

1 県政を取り巻く環境

我が国の人口は、平成22年の1億2,806万人をピークとして減少傾向にあり、本格的な人口減少社会に突入しています。また、少子化・高齢化の急速な進行、グローバル化、情報通信技術における高度情報化の進展など、我が国の社会経済情勢は大きく変化しています。

多くの離島や半島を有する本県においては、全国に先んじて進む人口減少、少子化・高齢化、長年低迷する一人当たりの県民所得、地域活力の低下など、社会経済情勢の変化と合わせて、行政課題の複雑・多様化が一層進んでおります。

このような人口減少や県民所得の低迷、地域活力の低下といった本県の構造的な課題に対応し、県内産業の活性化や良質な雇用の場の確保を目的として、平成25年度から県民所得向上対策に取り組んでまいりました。

しかしながら、人口減少については、このままの状態が続くと、2060年には、本県の人口が80万人を下回るとの推計もあり、生活の利便性の低下などの県民生活への影響や県内企業の生産活動の縮小などによる地域経済への影響、住民税等の減少や財政の硬直化などの県の行財政への影響が懸念されます。

そのため、本県では、「しごとを創り、育てる」、「ひとを創り、活かす」、「まちを創り、支えあう」ことを基本目標とした「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年10月に策定し、2060年において100万人規模の人口水準を確保することを目指して、人口減少対策や地方創生を推進することとしております。全国の他の自治体においても、人口減少は大きな課題であり、今後、地域の魅力をいかに創出するかという点で、地域間の競争がさらに激化することが想定されます。

あわせて、10年後の本県の将来像を「交流でにぎわう長崎県」、「地域みんなが支えあう長崎県」、「次代を担う『人財』豊かな長崎県」、「力強い産業を創造する長崎県」、「安心快適な暮らし広がる長崎県」と見据え、平成28年度から5年間の政策の方向性を戦略的に示した「長崎県総合計画 チャレンジ2020」を策定し、「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」に取り組んでいくこととしております。

今後、総合計画や総合戦略に沿って、「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」に取り組んでいくためには、本県の強みを最大限活かし、具体的な成果を県民に実感していただく政策の実現が不可欠であり、その実現を可能とする組織運営と持続可能かつ安定的な財政運営が求められます。

2 長崎県「新」行財政改革プランにおける取組

本県では、これまでも、事業量や業務量に対応した必要な人員の確保を図りながら、継続した行財政改革に取り組んできました。

現行の長崎県「新」行財政改革プランについては、持続可能で安定的な県政運営システムの確立を目指し、事務事業の見直しや、職員数の削減、県民との協働の推進など、98の個別項目に取り組んでいるところであり、そのうち97項目は、目標に対して一定の成果が得られ、収支改善効果目標額135億円についても、目標を上回る効果が見込まれております。

また、長崎県「新」行財政改革プランの理念を踏まえ、「職務遂行の心構え～長崎県職員スピリット～」を策定し、県職員の意識改革を進めております。

職務遂行の心構え～長崎県職員スピリット～

- 1 地域経営の責任者としての自覚を持ち、具体的な成果を県民に還元しよう。
- 2 県民の思い、期待、痛みを汲み取り、県民と同じ目線で物事を考えよう。
- 3 社会情勢や県政を取り巻く環境変化を敏感にとらえ、仕事の不断の見直しに取り組もう。
- 4 前例にとらわれず、新しい発想・実践を試みよう。
- 5 常に現状に対する危機意識、業務に対するコスト意識を持とう。

3 本県の財政状況

本県の財政状況は、歳入面では、県税などの自主財源の割合が少なく、国から交付される地方交付税や国庫支出金などの依存財源の割合が高く大変脆弱である一方で、歳出面では、離島・半島を多く有し、海域を含めた県域が広大であるという地理的特殊性から、学校や警察、その他の行政機関の効率的な配置が難しく、人件費や扶助費などの義務的経費の割合が高いという非常に厳しい構造となっており、常に財政の健全化を意識した財政運営を行っていく必要があります。

これまで、国の補助制度や交付税措置のある有利な県債等を活用するとともに、事業の重点化に努めてきたことから、実質的な公債費負担や将来の財政負担に係るストック面では、一定の健全性を保っております。

一方で、フロー面としての単年度収支については、社会保障関係費の増高や地方交付税の抑制等により財源不足が続いている状況です。

このような厳しい状況を踏まえ、これまで、「収支改善対策」、「長崎県行財政改革プ

ラン」及び「収支構造改革」に基づき総額789億円の収支改善に取り組み、現在取り組んでいる長崎県「新」行財政改革プランにおいても、5年間で135億円の収支改善を図ってまいりました。

しかしながら、平成26年度の中期財政見通しにおいては、人口減少に伴う地方交付税の減少や社会保障関係経費の増嵩などにより、平成31年度には財源調整のための基金が枯渇する厳しい見通しとなったため、これまでの取組に加え、平成27年度から、歳入・歳出両面にわたって総額約154億円の財源確保を図る「さらなる収支改善対策」に取り組むこととしました。

この結果、平成27年度の中期財政見通しにおいては、財源調整のための基金枯渇という危機的な状況は回避される見通しとなっておりますが、九州各県と比較すると、税収や地方交付税の伸びが低く、他県では大幅な縮減が進められている県単独普通建設事業の規模を一定維持してきたことなどから、引き続き、基金を取り崩しながらの予算編成を余儀なくされるなど厳しい財政状況が続いております。

このようなことから、総合計画や総合戦略に沿って具体的な成果を県民に実感していただく政策を実現していくためには、事務事業の外部化やICTの活用による省力化の取組をこれまで以上に進めるとともに、税収確保につながる経済活性化策や地方交付税確保のための国への要望、普通建設事業に係る国予算の確保と県単独事業の選択と集中などに力を注いでいく必要があります。

4 本県の組織運営の状況

本県の組織運営についても、継続して行財政改革に取り組み、指定管理者制度の導入・拡大による外部化の推進や業務の集約化などによる組織・人員の見直し、職員給与の適正化などに取り組んでまいりました。また、平成11年度に策定した「ながさき人材育成プラン21」（平成17年3月改定）により、継続して人材の育成にも取り組んでまいりました。

しかしながら、現状を見ると、これまで以上に、時間外勤務の減少や職員の不祥事の防止、精神疾患等のない環境づくりが必要な状況にあります。

また、今回の新たな行財政改革の検討にあたり、現在の組織運営について、職員の意見を確認したところ、県民ニーズの把握や現状の分析、方向性や目標の設定、庁内での連携した対応、民間企業や他の自治体との連携など、本来、力を入れるべき要素に十分に力を入れることのできる環境づくりが、必要な状況であることが明らかになりました。

このようなことから、しっかりとした現状分析に基づく政策の立案・実施・検証・

改善という流れに職員力を集中できる組織運営の仕組みづくりと、意識と能力の高い人材の育成が急務となっております。

また、平成29年度には、「県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり」を基本理念とした新たな県庁舎への移転を予定しております。新県庁舎はオープンフロアとなり、執務環境もこれまでと大きく変化することから、新県庁舎の基本理念にしっかりと対応した県職員の働き方や仕組みへの見直しを図る必要があります。

第2 行財政改革の必要性

県政を取り巻く環境変化や本県の財政状況、組織運営の状況を踏まえれば、行政課題の複雑・多様化が一層進み、全国的な人口減少に対応するための地域間競争が激しくなる中で、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」や「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向けて、限られた人材や財源を最大限に活用し、これまで以上に組織の総力を挙げて取り組むことが必要となっています。

持続可能で安定的な組織運営を可能とするための組織・人員の見直しや財政面の見直しは不可欠であり、これまでの行財政改革の取組を決して後退させてはなりません。

一方、新たな行財政改革においては、単にスリム化だけを目指すのではなく、総合計画や総合戦略の推進を図り、県民に具体的な成果を還元していくための改革であるという認識をしっかりと持った取組が必要となります。

そのような認識の中で、人口減少などの構造的な課題に正面から向き合っただけで対応していくためには、これまで取り組んできた組織・人員や財政面での見直しにとどまらず、事業・業務のプロセスや人材の育成にも踏み込んで見直し、現在の職員個々の職務遂行の心構えである「長崎県職員スピリット」を組織として体現することで、これまでよりも、しっかりとした成果を県民に還元する必要があります。

事業・業務のプロセスや人材育成の見直しに当たり、新県庁舎への移転は非常に大きな契機となります。オープンフロア化される庁舎を活用し、これまでの行政分野別の組織運営に行政機能別の視点を加えるなど、執務環境の変化にあわせて、県庁の従来の仕組みや県職員の働き方を変える必要があります。

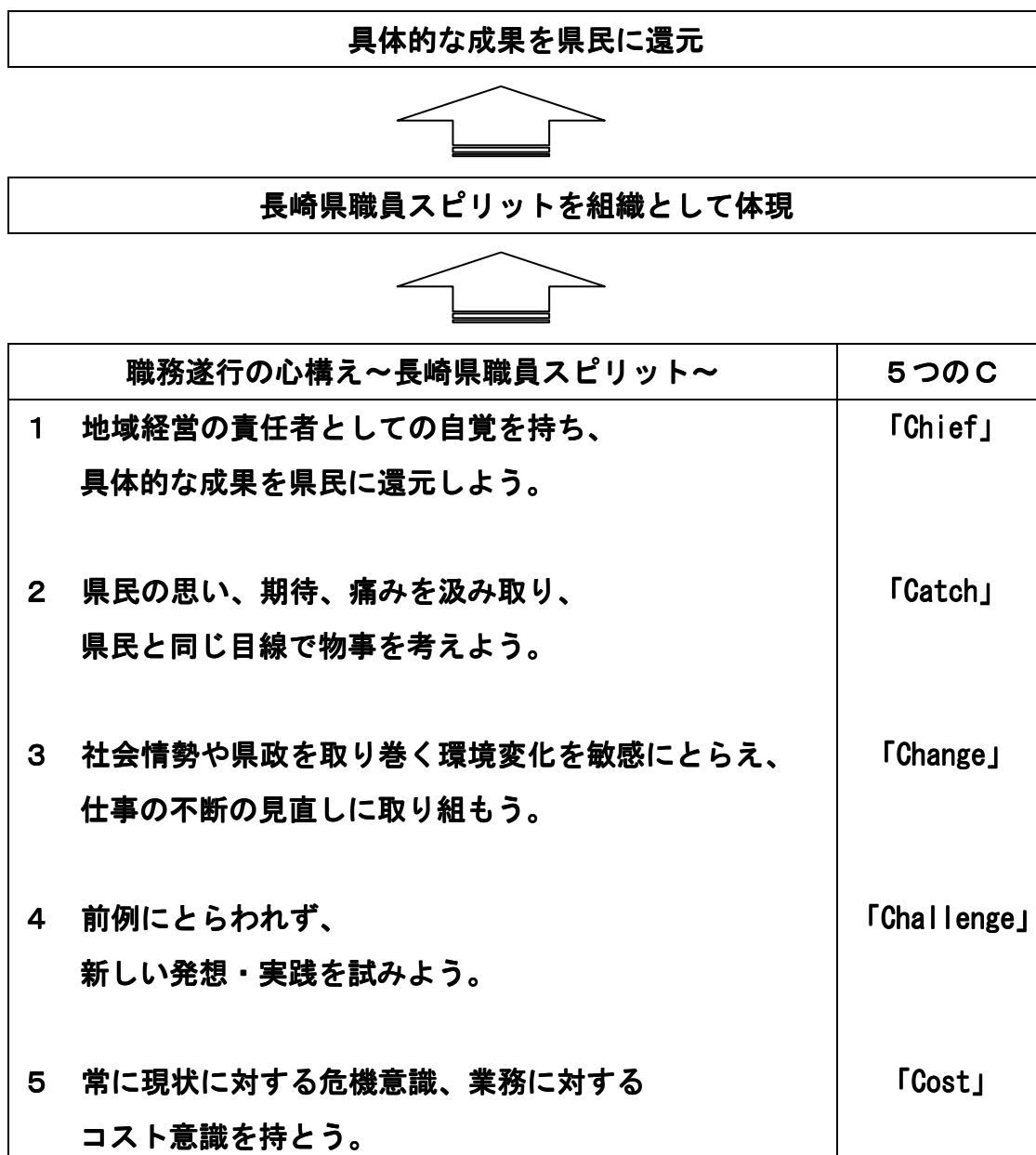
また、様々な地域課題に十分に対応していくためには、県民一人ひとりが自助・共助により互いに支えあいながら、様々な分野で、それぞれの役割を担うことが重要であり、地域住民、企業・NPO等と行政がそれぞれの立場で当事者として協力し、課題に向き合い、行動参画することが必要となっています。

このような視点から、これまでの行財政改革の歩みを止めることなく、新たな視点を加えて、行財政改革に引き続き取り組む必要があります。

第3 行財政改革の基本的な方向

1 目指す姿

「長崎県総合計画 チャレンジ2020」や「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を図り、具体的な成果を県民に還元していくため、これまで、職員一人ひとりの心構えという位置付けであった「長崎県職員スピリット」を、組織として体現することを目指します。



2 取組の方向性

目指す姿を現実のものとするため、政策実現を可能とする組織運営と持続可能かつ安定的な財政運営の具体化に向けて、以下の方向性で取組を進めます。

(1) 事業・業務プロセスの見直し

必要な情報を政策形成や事業・業務の見直しにつなげる仕組みや県民への成果還元を目指す事業構築の仕組みを構築し、併せて業務の見直しを行うことで、しっかりとした現状分析に基づく政策の立案・実施・検証・改善という流れに職員力を集中させていきます。また、県民、企業、NPOや市町など多様な主体との連携を進めます。さらに、新県庁舎への移転を契機として、従来の仕組みや県職員の働き方を見直します。

(2) より効果的・効率的に事業・業務を実施する職員の人材育成

新たな総合計画をはじめ、地域課題や政策課題に対応できる人材の育成を図るとともに、人材育成の観点からの人事評価やキャリア目標と連携した適正な人事管理及び多様な人材確保を推進します。

(3) 県政の将来に向けて持続可能かつ安定的な行財政運営

歳出・歳入の両面から財政の健全化に取り組むとともに、組織体制の見直しを進め、現在の厳しい水準にある財源調整のための基金については、人口減少対策や税源涵養のための将来投資と財政健全化とのバランスを取りながら、10年程度の長期的スパンで400億円規模を目指します。

第4 新行財政改革プランの取組期間と進捗管理

1 取組期間

この新たな行財政改革に関する計画の取組期間は、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」と同じく平成28年度から平成32年度までの5年間とします。各項目については、可能な限り早期に取り組むこととし、社会情勢の変化等に必要に応じて取り組むべき項目の内容について見直しを行います。

2 推進体制

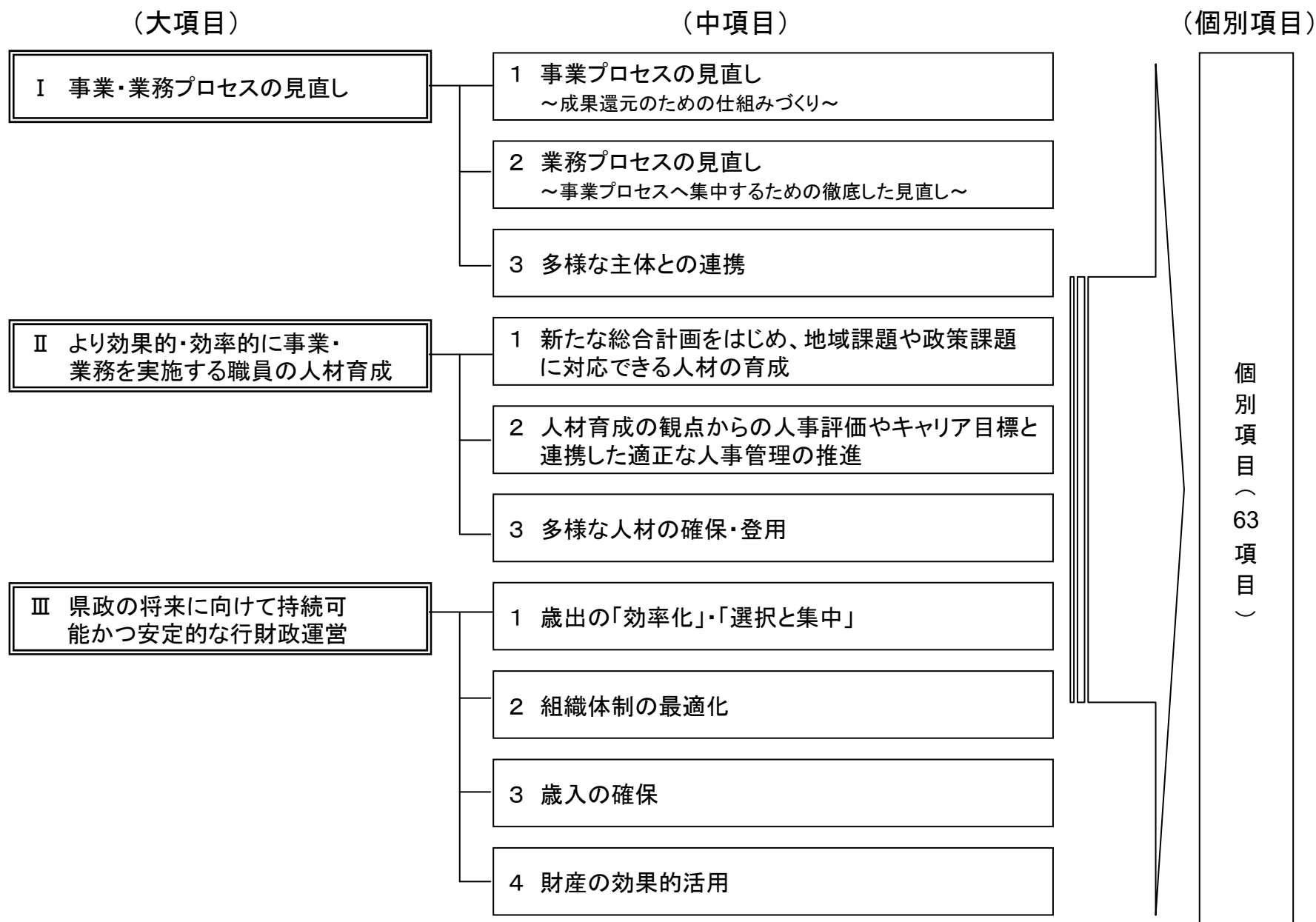
庁内の推進会議やプロジェクトチームなどにより十分な議論を実施し、適正な手続きを経て、計画を着実に推進します。

3 進捗管理

計画の進捗状況については、毎年度の状況を県のホームページ等により公表し、県民の協力を得ながらその実現に向けて取り組んでいきます。

なお、公表にあたっては、県民の皆様に分かりやすく公表していきます。

第5 新たな行財政改革に関する計画（素案） 体系図



第6 具体的な取り組み項目

I 事業・業務プロセスの見直し

県民に具体的な成果を還元するため、しっかりとした現状分析に基づく政策の立案・実施・検証・改善という流れに職員の力が集中できるよう、事業・業務の管理手法を確立します。

事業のプロセスにおいては、各職場において必要な情報を政策形成や事業・業務の見直しにつなげる仕組みを構築し、全庁的にスクラップアンドビルドの徹底や部局間連携の強化、現場の課題認識を踏まえたスピード感を持った対応を可能とする仕組みづくりに取り組みます。

業務のプロセスにおいては、行政機能に着目した業務の専門性の向上や効率化を図ると共に、スケジューリングと「見える化」の徹底、業務の徹底した省力化や外部化、ICTの活用などにより、事業プロセスに職員が集中する時間を創出します。

また、新県庁舎への移転を契機として、新県庁舎の特性を活かした事業・業務のプロセスに見直し、県職員の働き方の変革を図ります。

さらに、複雑化する行政需要に行政だけで対応することは困難となっており、地域ごとに抱える課題は異なることから、わかりやすい情報発信や情報公開を進めるとともに、県民や企業、NPO等との協働、合併を踏まえた市町との役割分担と連携を一層進め、地域課題への的確な対応を図ります。

1 事業プロセスの見直し

～成果還元のための仕組みづくり～ ()内の数字は一連番号である。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
必要な情報を政策形成や事業・業務の見直しにつなげる仕組みづくり (1) 各職場において、各種統計データに加え、日々の現場や地域の状況、他県や国の動きを、政策検討や事業・業務の見直しに必要な情報として捉え、その情報の蓄積・分析を行い、政策形成や事業・業務の見直しにつなげる仕組みを構築します。 【実施年度】毎年度	総務部 企画振興部 (全庁)

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>成果還元を目指す事業構築の仕組みづくり（２）</p> <p>全庁的に、政策形成に向けて、年間を通じて段階的に議論を積み重ねる仕組みを構築します。その中で、事業群による評価結果を事業のスクラップアンドビルドや予算の編成にしっかりとつなげていきます。また、新たな政策課題に対応するための具体的な部局間連携の仕組みを構築します。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>総務部 企画振興部 (全庁)</p>

2 業務プロセスの見直し

～事業プロセスへ集中するための徹底した見直し～

() 内の数字は一連番号である。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>行政機能に着目した業務の実施（３）</p> <p>庁内で重複する業務について、これまでの行政部門別の視点に加え、行政機能別の視点も取り入れ、業務の専門性を高めるとともに、効率的な実施を検討します。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>総務部 (全庁)</p>
<p>内部管理業務の見直し（４）</p> <p>新たに策定する「文書管理指針（仮称）」を踏まえた文書管理の見直しや庁内のメール・照会・会議のルールの見直し、組織内任意団体の見直し、県庁EMSの運用等の見直し、会計事務に関する要領やシステム操作方法等の改善など、業務の省力化・効率化を図るとともに、各職場において継続的に業務の見直しに取り組みます。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>総務部 (全庁)</p>
<p>業務の積極的な外部化（５）</p> <p>「民間でできる分野は民間に委ねる」ことを基本として、民間活力を活用した方がより効果的・効率的な業務の外部化を一層推進します。なお、外部化にあたっては、財政面での効果と事業・業務プロセスへの影響、サービスの質の確保などを総合的に検討します。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>総務部 (全庁)</p>

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>ICTの徹底的な活用（6）</p> <p>各種様式の共通部分のシステム化や情報共有システムの構築、会議開催のICT化、モバイル端末の活用、庁内システムの統合など、庁内業務のICT化・ペーパーレス化を推進します。また、新たに策定する「ながさきICT戦略（仮称）」を踏まえ、庁内ICT化や市町・民間との連携、マイナンバー制度を踏まえた利便性の向上などに取り組みます。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>総務部 （全庁）</p>
<p>新県庁舎に対応した働き方改革（7）</p> <p>新県庁舎への移転を契機として、従来の仕組みや県職員の働き方を見直し、環境・仕組みの変化を通じた意識改革を推進します。そのため、新県庁舎における働き方や運用に関するガイドラインを策定し、職員への周知と徹底を図ります。</p> <p>【実施年度】H28年度 ガイドラインに基づき、本庁職員を対象にワークショップを通じた新庁舎における働き方や運用一元化等の検討 H29年度 運用マニュアル作成、職員説明会による周知</p>	<p>総務部 （全庁）</p>

3 多様な主体との連携 () 内の数字は一連番号である。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>県民、企業、NPO等との協働の推進（8）</p> <p>NPO法人等と多様な主体との協働を推進するため、NPO法人等や企業、市町、県庁各部局からの協働に関する問い合わせや相談への対応をはじめ、情報提供の充実、協働事業の企画提案の受付、事業化検討の調整など各種支援を行います。また、政策検討の初期において、広聴による県民の意見等の検証をプロセスとして組み入れ、県民参加による政策企画の充実を図ります。</p> <p>【実施年度】期間中に検討、実施</p>	<p>総務部 県民生活部 （全庁）</p>

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>民間企業等と連携したプロジェクト構築の促進（9）</p> <p>社会経済情勢や市場ニーズ等に敏感であり、かつ専門分野でのノウハウを有する民間企業等と連携し、社会課題の解決や、戦略的・効果的なプロジェクトの構築を行います。</p> <p>【実施年度】期間中に検討、実施</p>	<p>企画振興部 （全庁）</p>
<p>わかりやすい情報の発信と情報公開の徹底（10）</p> <p>「長崎県広報戦略」に基づき、県民の県政への理解を深め、県内外に積極的な情報発信を行います。また、情報公開制度の活用に関する職員の技術向上を進め、幅広い年齢層の県民に情報公開制度の理解促進と利用しやすい仕組みづくりを行い、県民の県政への参画を促進します。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>総務部 秘書広報局 （全庁）</p>
<p>市町との役割分担と連携の推進（11）</p> <p>市町村合併の進展・定着を踏まえ、スクラムミーティングの実施などを通じて市町との連携を進めます。また、権限移譲の推進や県業務の委託の検討、人事交流の拡大などにより、市町が基礎自治体として役割をより高めることを支援します。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>総務部 企画振興部 （全庁）</p>
<p>隣県や九州各県、大都市圏との連携の推進（12）</p> <p>隣県と連携・協力して行政課題に対応するとともに、九州知事会などへの積極的な提案を通じて新たな政策連携に取り組み、九州各県との連携を進めます。また、大都市圏と本県がお互いの特徴を活かした連携を行うことにより、それぞれを取り巻く社会環境に対し、補完し合う関係を構築するとともに、本県の各施策の効果的な促進を図ります。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>総務部 企画振興部 （全庁）</p>

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>新県庁舎の情報・交流・協働機能の活用（13）</p> <p>新県庁舎が備える情報発信・交流・協働機能を最大限活用するための運用方法を検討し、本県の魅力や情報を県内外に幅広く発信でき、また、県民が気軽に利用できる庁舎とします。</p> <p>【実施年度】H28～29年度 情報・交流・協働機能の運用方法 検討</p>	<p>総務部 秘書広報局 県民生活部 (全庁)</p>

Ⅱ より効果的・効率的に事業・業務を実施する職員の人材育成

新たに構築する事業・業務のプロセスを具体的な成果還元につなげるためには、それを実践する人材を中期的・長期的に育成することが不可欠となります。

そのため、新たな総合計画をはじめ、地域課題や政策課題に対応できる人材の育成を目指し、人材育成の考え方を明確化して、職員が自らの役職に求められる役割を認識し、高い意識や新しい発想で業務に取り組める環境づくりを推進するとともに、その実効性を高めるため、適正な人事管理や多様な人材確保に取り組みます。

さらに、成果還元の前提として、県民の信頼を継続して得ていく必要があることから、コンプライアンスの徹底に継続して取り組んでいきます。

1 新たな総合計画をはじめ、地域課題や政策課題に対応できる人材の育成

() 内の数字は一連番号である。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>人材育成の考え方の「見える化」(14)</p> <p>事業・業務プロセスの見直しと併せ、各職階に求められる能力・役割を明確化し、それを踏まえた体制づくりと意識の向上を推進します。また、人事異動方針やジョブローテーションの明確化を図ります。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>総務部 (全庁) 教育庁</p>
<p>核となる人材育成スキームの構築(15)</p> <p>各分野において中核となり得る人材を育成するため、部局別人材育成プログラムを改訂するなど、育成方針等の明確化を図ります。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>総務部 (全庁) 教育庁</p>
<p>職員研修の見直し・専門能力の向上(16)</p> <p>現在の職員研修を見直し、人材育成プランや部局別人材育成プログラム、人事評価等と連動した効果の高い職員研修を実施します。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>総務部 (全庁) 教育庁</p>

2 人材育成の観点からの人事評価やキャリア目標と連携した適正な人事管理の推進 ()内の数字は一連番号である。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>人事評価の人材育成等への有効活用 (17)</p> <p>人事評価制度を全ての職員に導入し、人材育成や給与への反映・活用を図ります。また、人事・任用・分限等への有効活用を図ります。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>総務部 (全庁) 教育庁</p>
<p>効果的なOJTによる組織力向上 (18)</p> <p>組織目標を所属内で共有するための定期的なミーティングを推進します。また、キャリア目標を設定し、人事評価における面談等を活用したフォローアップを充実させるとともに、職員の自己啓発意欲を醸成します。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>総務部 (全庁) 教育庁</p>
<p>職員が働きやすい活力ある職場環境づくり (19)</p> <p>職場内のコミュニケーションの活性化などによりメンタルヘルス対策やハラスメント対策を一層推進します。また、県民の信頼を継続して得ていくため、コンプライアンス意識のさらなる徹底を図ります。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>総務部 (全庁) 教育庁</p>

3 多様な人材の確保・登用 ()内の数字は一連番号である。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>多様な人材の確保・育成 (20)</p> <p>多様な人材の確保に向け、新たな採用手法の導入を検討するとともに、海外派遣や語学研修の目的や研修後の活用方針を明確化し、効果的な実施を図ります。また、民間等との交流を一層推進します。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>総務部 (全庁)</p>

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>さらなる女性登用に向けた人材育成 (21)</p> <p>採用後からの計画的キャリア形成による意識向上を図るとともに、将来の登用につながるよう幅広い職場への人事配置を推進します。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>総務部 (全庁) 教育庁</p>

Ⅲ 県政の将来に向けて持続可能かつ安定的な行財政運営

中期的・長期的に成果還元を図るためには、持続可能かつ安定的な行財政運営が不可欠となります。

そのためには、歳出・歳入の両面において健全化を図り、財源調整のための基金の取崩によらない財政運営を行う必要があります。

歳出面では、選択と集中をより一層進めると共に、組織体制の最適化を図り、歳出構造の効率化・適正化を実現します。

歳入面では、財源確保に向けた国への提案に取り組むとともに、県税収入をはじめとした自主財源の確保のための様々な取組を検討、実施します。

1 歳出の「効率化」・「選択と集中」 ()内の数字は一連番号である。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>財政の健全性の維持 (22)</p> <p>中期財政見通し（H27年9月策定）では、H28年度、H29年度の両年度において財源不足が生じ、最終残高もH29年度末時点で200億円まで減少することが見込まれています。このため、適正な基金規模として400億円を10年程度で目指すこととし、最新の中期財政見通しを踏まえ、毎年度の予算編成等において取組内容の見直しを図ります。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	総務部 (全庁)
<p>普通建設事業に係る国予算の確保と県単独事業の選択と集中 (23)</p> <p>普通建設事業については、他県の状況を踏まえ、国予算の確保を図るとともに、県単独事業の選択と集中を進めます。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	総務部 (全庁)
<p>総合計画への事業の重点化 (24)</p> <p>H28年度からの次期総合計画においても、引き続き、施策の進捗状況などから翌年度重点的に取り組むべき施策等を検討し、予算の重点化を図っていきます。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	総務部 企画振興部 (全庁)

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>業務の外部化やICT化による効率化 (25)</p> <p>業務の外部化やICT化を積極的に進め、財政面での効率化を図ります。なお、外部化にあたっては、財政面での効果と事業・業務プロセスへの影響、サービスの質の確保などを総合的に検討します。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>総務部 (全庁)</p>
<p>県単独補助金の見直し (26)</p> <p>引き続き、県の関与の必要性、支援方法の妥当性、費用対効果等について、補助金ごとに検討を行うとともに、重点化・効率化等による補助金の見直しを実施していきます。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>総務部 (全庁)</p>
<p>公債費の平準化 (27)</p> <p>健全な財政運営を維持するため、今後も引き続き、過年度発行の県債について公債費の平準化を実施します。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>総務部</p>
<p>内部管理経費の見直し (28)</p> <p>両面印刷等の徹底、紙資料のPDF化、電子決裁システム利用促進等によるペーパーレス化の推進や会議システムの活用、パック旅行やLCCの積極的利用による旅費の見直しなど、各種の内部管理経費について、様々な工夫や手法を検討し経費削減に取り組みます。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>総務部 (全庁)</p>
<p>公共施設等総合管理の推進 (29)</p> <p>施設の長寿命化や保有資産の総量適正化等を図るために策定する「長崎県公共施設等総合管理基本方針(仮称)」に沿って、総合的かつ計画的な管理を実施し、財政負担の軽減・平準化を図ります。また、全庁的に情報を共有し、進捗管理を行います。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>総務部 (全庁) 教育庁 警察本部 交通局</p>

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>新県庁舎移転による維持管理経費の縮減 (30)</p> <p>新県庁舎移転に伴う省エネ機器の導入や庁舎借上の解消などにより、県庁舎の維持管理経費の縮減に努めます。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>総務部 (全庁)</p>
<p>県出資団体の経営健全化 (31)</p> <p>県が団体との出資関係を継続する必要性を毎年度検討し、検討結果を公表します。また、健全な経営を前提に、公共性と企業性を併せ持つ出資団体と連携して、施策の推進を図ります。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>総務部 (全庁)</p>
<p>地方公社の経営健全化 (32)</p> <p>引き続き、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社の経営健全化のために適切な指導・監督に努めます。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>土木部</p>
<p>林業公社の経営健全化 (33)</p> <p>引き続き、林業公社の経営改善のために適切な指導・監督に努めます。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>農林部</p>
<p>公営企業の経営健全化 (34)</p> <p>公営企業については、サービスの提供を将来にわたり安定的に継続するため、経営状況の改善に努め、経営基盤の強化等に取り組みます。また、港湾整備事業会計については、H32年度の会計閉鎖に向け、未売却地の販売促進や非売却地の移管促進に取り組みます。大村湾南部流域下水道事業について、公営企業会計に移行することで、経営や資産等を正確に把握し、より計画的な経営基盤の強化に努めます。</p> <p>(本県の公営企業)：港湾整備事業、港湾施設整備、長崎魚市場、流域下水道、交通事業</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>環境部 水産部 土木部 交通局</p>

2 組織体制の最適化

() 内の数字は一連番号である。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>総合計画推進に対応した組織体制の見直し (35)</p> <p>H28年度から32年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画 チャレンジ2020」を総合的に推進するとともに、個別課題に的確に対応するために必要な組織体制の見直しを実施します。組織体制の見直しに当たっては、事業群に対応した連携の仕組みを検討します。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>総務部</p>
<p>人員・給与の適正管理 (36)</p> <p>県民サービスの維持・向上に努めつつ、事業のスクラップの徹底、業務の外部化、事務の効率化などにより、引き続き適正な職員配置に取り組めます。また、職員給与については、今後も、県民の理解が得られるように、人事委員会勧告や国・他県の状況等を踏まえ、引き続き適正に管理します。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>総務部 教育庁 交通局</p>
<p>臨時職員、非常勤職員の配置見直し (37)</p> <p>業務の外部化の検討状況や新県庁舎における仕事の仕方の変革を踏まえ、臨時職員や非常勤職員の配置を見直します。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>総務部 教育庁</p>
<p>本土振興局の再編 (38)</p> <p>「長崎県地方機関再編の基本方針」(H20年3月策定)に沿って、本土振興局の再編を進めます。具体的には、本土振興局のあるべき組織体制の検討や、庁舎の確保に向けた検討を実施し、基本方針における最終形の実現を目指します。</p> <p>【実施年度】期間中に検討、実施</p>	<p>総務部 企画振興部 (全庁)</p>
<p>離島振興局の市町との役割分担の整理 (39)</p> <p>市町村合併や地方分権改革の進展を踏まえ、離島振興局において実施している県業務を市町が実施することについて、市町との協議を進め、役割分担を整理します。</p> <p>【実施年度】期間中に検討、実施</p>	<p>総務部 企画振興部 (全庁)</p>

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>総務事務のさらなる集約化 (40)</p> <p>職員の旅費や給与などの総務事務の集約化を図り、より効果的・効率的に事務を実施できる体制を検討します。</p> <p>【実施年度】 H28年度 総務事務集約の範囲の検討 H29年度以降 外部化の検討</p>	<p>総務部 (全庁) 教育庁 警察本部</p>
<p>試験研究機関の運営の効率化 (41)</p> <p>現場や地域社会のニーズの把握、研究分野の重点化、試験研究機関間や大学との連携強化を進めるなど、効率的な運営を図ります。</p> <p>【実施年度】 期間中に検討、実施</p>	<p>環境部 産業労働部 水産部 農林部</p>
<p>こども医療福祉センターの地域への機能移行と効率的な運営 (42)</p> <p>こども医療福祉センターについては、療育体制の機能強化・分担を進め、地域の中核的な療育支援機関に対する集中的な支援や質の高い療育を提供する事業所を増やす取組などにより、こども医療福祉センターが有する機能の地域への移行を進め、効率的な運営を図ります。</p> <p>【実施年度】 期間中に検討・実施</p>	<p>福祉保健部</p>
<p>高等技術専門校、農業大学校の運営体制の見直し (43)</p> <p>運営体制を見直し、効率的な運営を図ります。</p> <p>○高等技術専門校：訓練内容等を見直しにあわせて、民間ノウハウの活用を検討するなど、効率的な体制による運営を図ります。</p> <p>○農業大学校：教育計画の検討とあわせて、効率的な体制による運営を図ります。</p> <p>【実施年度】 期間中に検討、実施</p>	<p>産業労働部 農林部</p>

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>漁業取締船・調査船の効率的な運行（44）</p> <p>漁業取締船については、取締能力の維持や安全運行の面を考慮しながら、より効率的・効果的な取締体制について検討します。調査船については、機能の維持を図りながら、より効率的な運行体制について検討します。</p> <p>【実施年度】 期間中に検討</p>	水産部
<p>県立高等学校改革の推進（45）</p> <p>「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」（H21年3月策定）に基づき、高校教育改革を推進します。</p> <p>【実施年度】 H23年度～32年度</p>	教育庁
<p>特別支援学校の適正配置（46）</p> <p>県全体の児童・生徒数が減少する一方で、特別支援学校で学ぶ児童・生徒の数は年々増加しており、引き続き、特別支援学校の適正配置について検討します。</p> <p>【実施年度】 H24年度～33年度</p>	教育庁
<p>警察署における運転免許証即日交付拡大の検討（47）</p> <p>警察署における運転免許証の即日交付の拡大について、施設面や人的体制面、費用対効果などを考慮しながら検討します。</p> <p>○現在、即日交付できる機関 運転免許試験場（大村市）、西海、南島原、平戸、五島、新上五島、壱岐、対馬南（対馬北も対象）の7警察署</p> <p>【実施年度】 期間中に検討</p>	警察本部
<p>各種審議会等の見直し（48）</p> <p>各種審議会等については、設置の必要性、効果の検証、類似審議会の統合等を毎年度検討し、検討結果を公表します。また、委員の任命にあたっては、公募委員や女性委員の積極的な登用に努めていきます。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	総務部 県民生活部 （全庁）

3 歳入の確保

() 内の数字は一連番号である。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>県税の徴収率の向上 (49)</p> <p>県税の未収額の解消に努め、徴収率の向上を図ります。給与の一斉差押やインターネット公売等の滞納処分を積極的に実施するとともに、特に未収額の多い個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」及び県の直接徴収のより一層の活用や支援が必要な市町に対する取組の強化、特別徴収制度の定着などにより、未収額の解消に努めます。</p> <p>○県税徴収率目標：98.0%</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>総務部</p>
<p>ふるさと納税の推進 (50)</p> <p>ふるさと納税制度の趣旨を踏まえつつ、一層の活用を図り、PR活動やお礼の品の見直しなどによる寄付額の増加に取り組めます。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>総務部</p>
<p>企業誘致への積極的な取組 (51)</p> <p>市町や関係機関と連携し、自動車関連企業や金融・保険関係の企業等をはじめとした、製造業及びオフィス系企業の誘致を推進するため、企業ニーズに合った支援体制の構築と積極的な誘致活動に取り組む、企業の立地及び投資の促進と良質な雇用の場の創出を図ります。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>産業労働部</p>
<p>特定目的基金の規模の適正化、統合及び特別会計繰越金等の活用 (52)</p> <p>特定目的基金について、基金の適正規模、他県の保有状況等を勘案し、取崩や統合を促進するとともに、特別会計の繰越金について、制度見直しや今後の事業規模等を踏まえ、一般会計への繰入を実施します。</p> <p>【実施年度】毎年度</p>	<p>総務部</p>

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>貸付金の回収 (53)</p> <p>関係団体に対する長期貸付金について、返還額の見通しを収入へ反映していきます。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>総務部</p>
<p>税外未収金の適正な管理 (54)</p> <p>関係部局で構成する「未収金対策検討会議」において現状分析や課題整理、情報共有等を行うとともに、サービサーへの回収事務委託を検討するなど未収金の縮減に向けた全庁的な取組を一層推進します。併せて、債権管理が徹底されても回収不能な未収金は、不納欠損も含め適切に対応してまいります。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>総務部 (全庁)</p>
<p>使用料・手数料の見直し (55)</p> <p>使用料・手数料については、引き続き受益の度合いに応じた適正な負担を求めるため、その費用や受益に見合った見直しを行います。また、減免措置等を行っている場合は、その必要性や減免率などについても検証し、見直しを行います。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>総務部 (全庁)</p>
<p>試験研究における外部資金の活用 (56)</p> <p>効果的に研究開発を推進するため、国等の外部資金のさらなる活用を図ります。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>環境部 産業労働部 水産部 農林部</p>
<p>新たな資金調達の検討 (57)</p> <p>インターネットを通じたクラウドファンディングなどの新たな資金調達の仕組みの導入について、研究を進めます。</p> <p>【実施年度】 期間中に検討</p>	<p>総務部 (全庁)</p>

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>県税の徴収方法の多様化 (58)</p> <p>クレジット収納の導入やコンビニ収納の拡大などによる徴収方法の多様化に取り組みます。</p> <p>【実施年度】 H 2 8 年度 自動車税のクレジット収納 期間中に検討 コンビニ収納の拡大</p>	<p>総務部</p>

4 財産の効果的活用

() 内の数字は一連番号である。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>職員公舎の集約化及び長寿命化 (59)</p> <p>職員公舎については、積極的な集約化を図るとともに、不要公舎の有効活用や売却を推進します。また、今後も継続して使用する公舎については、予防保全的な改修などによる長寿命化を図ります。</p> <p>○知事部局・教育庁 H 2 3 年度～H 5 3 年度で約 3 割の職員公舎の減</p> <p>○警察本部 老朽公舎の廃止・更新等の整備による集約化</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>総務部 教育庁 警察本部</p>
<p>県有財産の有効活用 (60)</p> <p>県有財産については、未利用地の活用やネーミングライツ制度・広告掲出制度の拡大、会議室の有効活用、PPP/PFIをはじめとする民間活力の活用の検討などにより有効な活用を図ります。</p> <p>【実施年度】 毎年度</p>	<p>総務部 企画振興部 (全庁) 教育庁 警察本部</p>
<p>公の施設の見直し (61)</p> <p>各施設の設置目的や市町における類似施設等の設置状況を踏まえて、施設設置の意義や県民ニーズがあるかといった視点から、全ての公の施設のあり方を総点検し、施設の廃止を含めた見直しを行います。</p> <p>【実施年度】 H 2 8 年度</p>	<p>総務部 (全庁)</p>

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>指定管理者制度導入効果の最大化 (62)</p> <p>指定管理者選定における「競争性」、「公平性」、「透明性」を一層高めるとともに、モニタリングを強化することによるサービスの質の向上など指定管理者制度導入効果の最大化を図ります。</p> <p>【実施年度】期間中に検討、実施</p>	<p>総務部 (全庁)</p>
<p>公会計制度の導入 (63)</p> <p>H26年4月に国から示された統一的な基準に基づく地方公会計を導入し、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備、比較可能性の確保を促進します。</p> <p>【実施年度】H29年度 統一的な基準での公会計制度の導入</p>	<p>総務部</p>